

## 日本スポーツ仲裁機構2003年3号判断について

笠井 修  
(中央大学法科大学院)

### 1 紛争の概要

申立人(以下、Xとする)は、胸から下の自由を失う障害をもつ者であるが、30代になって障害者水泳を始め、相手方である日本身体障害者水泳連盟(以下、Yとする)において平成10年度強化指定選手としての選定を受け、平成12年のシドニー・パラリンピック大会では女子200m自由形リレーに出場し世界新記録で優勝した。しかし、その翌日に外出中気分が悪くなり、意識消失状態のまま選手村内の診療所において治療を受けたことがあった。

その後、Xは、Yの平成13年度強化指定選手の選考において選外となり、次いで、平成14年に開催された国際パラリンピック委員会主催の世界選手権アルゼンチン大会の日本代表にも選出されなかった。

さらに、平成16年開催予定のアテネ・パラリンピック大会の代表選考に向けた、平成15年度国際大会強化指定選手の選考のために、Yから指定選手の候補者に対して、説明文書、国際大会強化指定登録審査申請書、国際大会出場経験調査書等の書類が配布された際には、それらがXには送付されなかったため、XがYに問い合わせたところ、シドニー大会の際の体調不良を指摘され、医師から競技を制約されている選手には文書を送付できないとの回答がなされた。

そして、Yは、平成15年3月の強化指定選手選考委員会において、Xを平成15年度強化指定選手に指定しない旨の決定(以下、「本決定」という)を行い、X代理人の要請に回答する形でその旨Xに通知した。主たる理由として、Xの体調、年齢のほか、Xには、平成15年度の国際大会強化指定選手規定(以下、「本規定」という)におかれた、「トップアスリートとして礼儀と規律」の選

